別記４　［標識・掲示板］

標識は、事業所内に存する種々の施設の中で、危険物施設を区分し、その所在を周知させることにより防災上の注意を喚起するために設けるものであり、また、掲示板は、施設の防火に関し必要な事項を掲示することによりその徹底を図るために設けるものである。

なお、移動タンク貯蔵所の標識及び掲示板については、第９章「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第１５「標識及び表示板」によること。

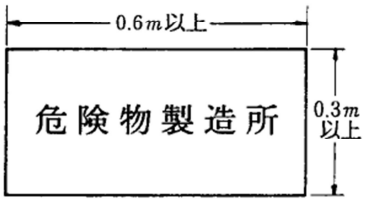
１　標識

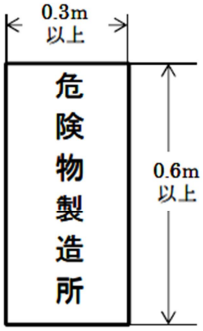
標識は、次によること。（規則第１７条第１項）

⑴　標識は、幅０．３m以上、長さ０．６m以上の板であること。

⑵　標識の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

例図





２　掲示板

⑴　掲示板は、次によること。（規則第１８条第１項）

①　掲示板は、幅０．３m以上、長さ０．６m以上の板であること。

②　掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大量、指定数量の倍数並びに政令第３１条の２の製造所等（危険物保安監督者を定めなければならない製造所等）にあっては危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。

③　前②の掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

④　前②の掲示板のほか、貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ、次表に掲げる注意事項を表示した掲示板を設けること。

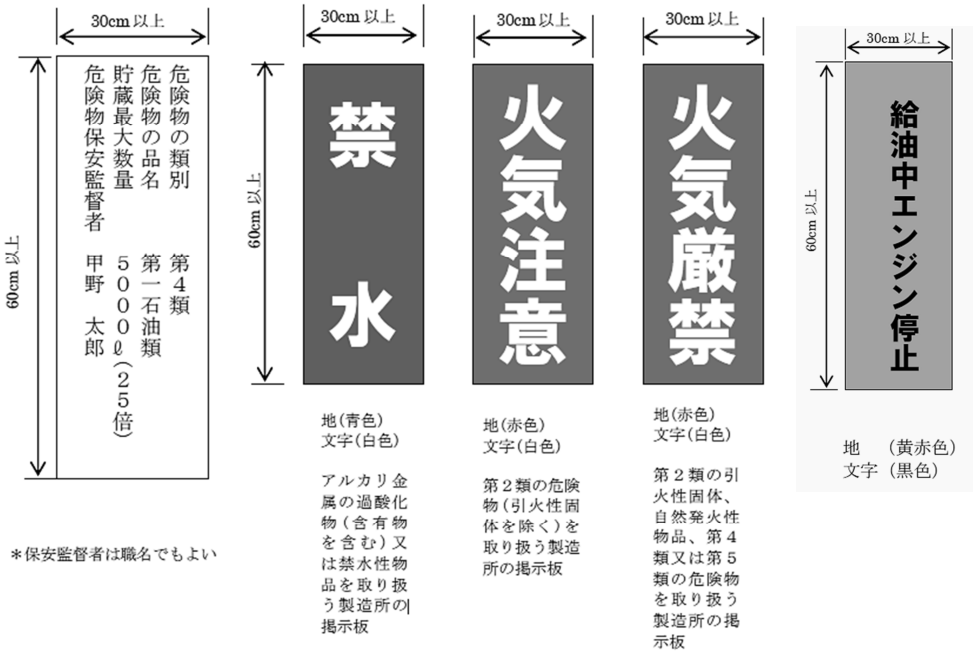
注意事項一覧表

類　別	貯蔵又は取扱う危険物	表示内容	掲示板の色
第１類	アルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの	禁　　水	地－青・文字－白
	上記以外のもの	なし	
第２類	引火性固体	火気厳禁	地－赤・文字－白
	引火性固体以外のもの	火気注意	地－赤・文字－白
第３類	自然発火性物品	火気厳禁	地－赤・文字－白
	禁水性物品	禁　　水	地－青・文字－白
第４類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白
第５類	すべて	火気厳禁	地－赤・文字－白
第６類	すべて	なし	

注１　禁水性物品とは、第３類の危険物のうち政令第１条の５第５項の水との反応性試験において同条第６項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。

注２　自然発火性物品とは、第３類の危険物のうち政令第１条の５第２項の自然発火性試験において同条第３項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。

⑤　給油取扱所にあっては、⑵及び⑷の掲示板のほか、地を黄赤色、文字を黒色として「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。



⑵　前⑴の他、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクの注入口及びポンプ設備の掲示板は、次によること。　（規則第１８条第２項）

①　掲示板は、幅０．３ｍ以上、長さ０．６ｍ以上の板であること。

②　掲示板には、「屋外貯蔵タンク注入口」、「屋内貯蔵タンク注入口」若しくは「地下貯蔵タンク注入口」又は「屋外貯蔵タンクポンプ設備」、「屋内貯蔵タンクポンプ設備」若しくは「地下貯蔵タンクポンプ設備」と表示するほか、取り扱う危険物の類別、品名及び前⑴.④に規定する注意事項を表示すること。

③　掲示板の色は、地を白色、文字を黒色（前⑴.④に規定する注意事項については、赤色）とすること。



屋外貯蔵タンクポンプ設備の掲示板
「火気厳禁」については赤字
その他の文字は黒字

３　標識及び掲示板の材質

標識及び掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に消えることがないものとしなければならない。

４　標識及び掲示板の設置位置（★）

⑴　製造所・屋内貯蔵所・屋内タンク貯蔵所・販売取扱所・一般取扱所

出入口付近等の外部から見やすい箇所に設けるとともに、主たる出入口が２以上ある場合には、２か所以上に設けること。

⑵　屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所ごとに設けるとともに、防油堤外側の見やすい箇所及び主たる道路の面に必要に応じて設けること。

⑶　地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク上部又は注入口の付近に設けるとともに、外部から見やすい箇所に設けること。

また、地下貯蔵タンクが２以上ある場合にあっては、わかりやすい配置図並びにタンク毎に貯蔵する危険物の数量、品名を記載しておくこと。中仕切のあるタンクについても同様とする。

⑷　屋外貯蔵所

屋外貯蔵所が面している主たる道路から見やすい箇所に設けること。

⑸　簡易タンク貯蔵所

①　屋外に設ける簡易タンク貯蔵所は、上記⑷の例によること。

②　専用室内に設ける簡易タンク貯蔵所は、上記⑴の例によること。

⑹　給油取扱所

自動車等の出入口付近の外部から見やすい箇所に設けること。

⑺　移動タンク貯蔵所

第９章「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第１５「標識及び表示板」によること。